

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（06-4393-6332）
処分課（担当）名	一般財団法人大阪消防振興協会・株式会社ノムラメディアス大阪事業所・ジェイ・アクシス株式会社共同 事業体（指定管理者）
処分の名称	大阪市立阿倍野防災センターの防災研修室の使用許可の取消し等
概要	大阪市立阿倍野防災センターの防災研修室の使用許可を受けた者に対して、一定の要件に該当した場合は、その使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	・ 大阪市立防災センター条例（昭和56年4月1日条例第43号）第7条 （ http://www.l.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ）
処分基準	・ 次に掲げる項目に該当する場合は、その使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることがあります。 (1) 大阪市立防災センター条例第6条第2項各号に定める事由が発生したとき (2) 大阪市立防災センター条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/index.html https://www.abeno-bosai-c.city.osaka.jp/tasukaru/
備考	